

正

許可申請書

土地区画整理法第76条の規定により、下記の行為について許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

令和 年 月 日

住所

申請行為者 氏名

印

電話

(あて先)入間市長

代理人住所氏名	級建築士登録第 号 印		
土地区画整理事業の名称			
申請行為の場所	仮換地指定前	入間市 番地 地	m ²
	仮換地指定後	街区 画地 積	m ²
申請行為の種類	1 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積 2 建築物その他の工作物の新・増・改築		
申請行為の概要及び地域地区			
土地所有者住所氏名及び土地使用承認印	印		
土地借地権者住所氏名	印		
工事着手完了 予定年月日	工事着手予定 令和 年 月 日	工事完了予定 令和 年 月 日	

施行者の意見			令和 年 月 日
	決裁		施行者 入間市 代表者 入間市長 印

施行者	受付	市町村	受付(経由)	埼玉県・市町村	受付	許可
	令和 年 月 日 第 号		令和 年 月 日 第 号		令和 年 月 日 第 号	令和 年 月 日 第 号

許可条件・その他		
	決裁	

注 意 事 項

- (1) 点線より下には、記入しないでください。
- (2) 代理人申請の場合には、委任状を添付してください。
- (3) 申請行為の場所は、
 - ・仮換地指定前の時 → 指定前の欄に町名地番及び地積を記入し、指定後の欄は空白にしてください。
 - ・仮換地指定後の時 → 指定前の欄に従前地の町名地番(割込み地番)、指定後の欄に街区及び画地番号を各々地積と共に明記してください。
- (4) 申請行為の種類は、該当するものに○印をつけてください。
- (5) 申請行為の概要は、物件の設置、たい積については、種類、量等を明記し、建築物その他の工作物の築造については、高さ、建築面積、延べ面積及び面積及び構造等を明記してください。
なお、地域地区については、都市計画法第8条第1項に規定する項目を明記してください。
- (6) 申請行為者が、土地区画整理法第85条に規定する権利の申告のない土地所有者以外の場合は、土地所有者の同意の押印をし、その印鑑証明書を添付してください。
(係争の場合等で印をもらうことができない場合は、その旨別記して提出してください。)
- (7) 申請書には、附近見取図(都市計画図)、配置平面図(縮尺、方位及び敷地境界が明示されたもの)、仮換地指定通知の写しを添付してください。ただし、建築物その他の工作物については、更に構造詳細図を添付し、土地の形質の変更及び物件の設置、たい積については、縦横断面図を添付してください。
- (8) この申請書は、正本(1通) 副本(2通) を公共団体施行の場合には土地区画整理施行地の市役所又は町村役場担当課に提出し、組合施行の場合には組合事務所に提出してください。
- (9) 建築基準法に基づく確認を受ける場合には、許可通知書を添付し、確認後、建築行為をしてください。

副

許可通知書

申請書及び添付図書に記載の行為は、土地区画整理法第76条の規定により下記条件を附して許可する。

許可番号 第 号

許可年月日 令和 年 月 日

申請行為者 住所 氏名 様

入間市長 杉島 理一郎 印

条件

代理人住所氏名	級建築士登録 第 号 印			
土地区画整理事業の名称				
申請行為の場所	仮換地指定前	入間市	番地 地	m ²
	仮換地指定後	街区	画地 積	m ²
申請行為の種類	1 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積 2 建築物その他の工作物の新・増・改築			
申請行為の概要及び地域地区				
土地所有者住所氏名及び土地使用承認印	印			
土地借地権者住所氏名	印			
工事着手完了予定年月日	工事着手予定	令和 年 月 日	工事完了予定	令和 年 月 日

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、入間市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は入間市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

正

許可申請書

土地区画整理法第76条の規定により、下記の行為について許可を申請します。
この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

令和〇〇年〇月〇日 ↓建築等の申請行為を起こす人の住所、氏名、電話番号を記入して下さい。

住所 入間市豊岡1-16-1

申請行為者 氏名 入間 武蔵 (印)

電話 2964-1111

(あて先)入間市長 申請行為者以外の人(建築士など)が代行して76条申請をする時に記入して下さい。
(※委任状が必要です。)

代理人住所氏名 〇〇県〇〇市〇〇1-1-1 入間一級建築士事務所 一級建築士 入間 太郎 (印)
一級建築士登録 第〇〇〇〇〇号 TEL 2964-1111

土地区画整理事業の名称 入間都市計画事業〇〇〇土地区画整理事業

申請行為の場所	仮換地指定前	入間市 大字入間字入間川100 番地	地積	1,013 m ²
	仮換地指定後	14 街区 22 画地	積	809m ² の内 799 m ²

申請行為の種類 ① 土地の形質の変更 3 物件の設置、たい積
② 建築物その他の工作物の 新・増・改 築

申請行為の概要及び地域地区 (用途)鉄骨加工場(構造の概要)鉄鋼造、地上2階建、建築面積 275 m²、延床面積 550 m²、最高の高さ 13.2 m、場内 浸透性舗装 40 m²、コンクリート舗装 90 m²、砕石舗装 252 m²、外周 CB3 段積+ネットフェンス H1200、木柵 H1200、工業専用地域 建ぺい率 60%、容積率 200%

土地所有者住所氏名及び土地使用承認印 (印)

土地借地権者住所氏名 該当する土地に「借地権の設定」が有る場合で「借地権者」以外の方が「申請人」の場合、「借地権者」の「実印」及び「印鑑証明」の添付が必要です。 (印)

工事着手予定年月日 令和〇〇年〇月〇日 工事完了予定 令和〇〇年〇月〇日

施行者の意見

「指定前」の欄は従前地の町名地番(割り込み地番)、地積を記入して下さい。
(※大字、字を忘れずに記入して下さい。)

「指定後」の欄は街区、画地番号、仮換地地積を記入して下さい。
(例は仮換地の一部を使用する場合があります。)

令和 年 月 日
施行者 入間市
代表者 入間市長 (印)

施行者 令和 年 月 日 第 号

以下の場合に土地所有者の住所、氏名を記入し、「実印」を押印してください。
また、「印鑑証明」の添付が必要です。
①申請者と土地所有者が異なる場合(借地する場合)
②売買契約済でも登記事項上の所有者移転が終了していない場合
③土地が共有部分で「申請人」以外の方が存在する場合。
※(例:A,B,C共有部分の土地で「申請者」がAの場合→B,Cの承諾印が必要です。)

許可条件

- 土地形質の変更→用途の変更内容(畑から駐車場、資材置場など)
形質の変更内容(砂利敷深さ〇〇cmなど)
- 物件の設置・たい積→5トンを超える物の設置、たい積(器材、石材など)
- 建築等の新・改・増築→用途(工場、住宅など)
構造(鉄骨造2階建、木造平家建など)
建築面積、延床面積、最高の高さ
用途地域(工業専用・第一種低層住居専用など)
建ぺい率/容積率(60/200など)

その他

該当箇所を○で囲んでください。
(例:駐車場(砂利敷)→① フェンス等の工作物→② 建物→②)

副

許可通知書

申請書及び添付図書に記載の行為は、土地区画整理法第76条の規定により下記条件を附して許可する。

許可番号 第 号
 許可年月日 令和 年 月 日
 申請行為者 住所 入間市豊岡1-16-1
 氏名 入間 武蔵 様
 入間市長 印

「正」と同じ申請行為者の住所、氏名を記入して下さい。

条件

記入しないでください

「正」と同じように記入してください。

代理人住所氏名	級建築士登録 第 号 印		
土地区画整理事業の名称	入間都市計画事業〇〇〇土地区画整理事業		
申請行為の場所	仮換地指定前	入間市 番地	地積 m ²
	仮換地指定後	街区 画地	積 m ²
申請行為の種類	1 土地の形質の変更 2 建築物その他の工作物の 新・増・改 築 3 物件の設置、たい積		
申請行為の概要及び地域地区			
土地所有者住所氏名及び土地使用承認印	印		
土地借地権者住所氏名	印		
工事着手完了 予定年月日	工事着手 予 定 令和 年 月 日	工事完了 予 定	令和 年 月 日

(教示)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、入間市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(訴訟において市を代表する者は入間市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。